

○大府市高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者が運転する自動車による交通事故の防止及び事故時の被害軽減のため、自らが運転する自動車に安全運転支援装置を設置する高齢者に対し、予算の範囲内で交付する大府市高齢者安全運転支援装置設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 安全運転支援装置

国土交通省の性能認定を受けた後付けの急発進等抑制装置（ペダル踏み間違い急発進等抑制装置）で、安全運転支援装置取扱事業者の店舗等において設置するものをいう。

(2) 安全運転支援装置取扱事業者

経済産業省が定めた「安全運転サポート車普及促進事業費補助金交付規程」に基づき一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が行う事業のうち、センターが「後付け装置取扱事業者」として認定し、かつ愛知県内に店舗等を有する事業者をいう。

(3) 店舗等

次のいずれにも該当するものをいう。

ア 原則として、安全運転支援装置取扱事業者又は安全運転支援装置取扱事業者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）が運営するもの

イ 安全運転支援装置の販売及び設置を行うことができる設備及び体制を有するもの

(4) 自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいい、次のいずれにも該当するものとする。

ア 安全運転支援装置を設置することが可能であること。

イ 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されていること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 安全運転支援装置を設置した日（以下「設置日」という。）及び補助金の交付を申請する日において市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81条）により記録されている者

(2) 補助金の交付を申請する日の属する年度に満65歳以上となる者

(3) 都道府県公安委員会が交付する有効な運転免許証（以下「運転免許証」という。）を保有する者

- (4) 安全運転支援装置を設置しようとする自動車の自動車検査証上の「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と、運転免許証に記載されている氏名が同一である者
- (5) 自動車税及び大府市税の滞納がない者
- (6) 転売を目的として安全運転支援装置を設置しない者
- (7) 安全運転支援装置を設置する自動車を、個人の用途に供する者
- (8) 過去に補助金の適用を受けていない者（他の自治体における安全運転支援装置の設置に係る補助金（愛知県による補助の適用を受けるものに限る。）の交付を受けていない者を含む。）
- (9) 安全運転支援装置設置後1年以上その装置を使用する者。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で安全運転支援装置を処分するとき。
 - イ 病気等の事由により自動車の運転が困難になったとき、及び運転免許を返納したとき。
 - ウ その他市長が認めたとき。
- (10) 大府市暴力団排除条例（平成23年大府市条例第21号）に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者
- (11) 安全運転支援装置の機能と適切な使用方法について、店舗等から説明を受けた者
- (12) 安全運転支援装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、県及び市が一切の責任を負わないことについて了承する者
- (13) 前号までの要件に虚偽があったことが市から補助金の交付を受けた後に判明した場合は、市に対して、補助金を返還することについて了承する者
（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、安全運転支援装置を購入し、及び設置するために要する費用（センターから交付を受ける補助金を除く）（以下「補助対象経費」という。）に5分の4を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。）とし、次に定める額を限度とする。

- (1) 障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置等（センサー有り） 32,000円
- (2) ペダル踏み間違い急発進抑制装置（センサー無し） 16,000円

2 安全運転支援装置の設置に際して行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用は、補助対象経費には含まないものとする。

3 補助金の交付は、補助対象者1人につき1基限りとする。

（交付の申請及び実績報告）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、安全運転支援装置の設置日から起算して30日を経過した日又は設置日の属する年度の3月5日（同日が市役所の閉庁日に当たるときは直前の開庁日）のいずれか早い日までに大府市高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証の写し
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 代金の支払手続が完了したことを証する書類（領収書の写し等）
- (4) 安全運転支援装置販売・設置証明書（第2号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該決定に必要な条件を付することができる。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付を決定したとき、及び当該決定に条件を付したときは、大府市高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付決定通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金を振り込む口座情報が分かる書類を添えて、速やかに大府市高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付請求書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の返還を決定したときは、補助金の返還を請求するものとする。

（検査等）

第10条 市長は、交付決定者に対して、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

大府市高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

大府市長 様

申請者 住 所

氏 名

生年月日

年 月 日

電話番号

大府市高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

装置の名称		
自動車登録番号 (ナンバープレートの番号)		
安全運転支援装置 <small>※該当する装置にチェックしてください。</small>	A	<input type="checkbox"/> 障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置等（センサー有り）（上限額 32,000 円）
	B	<input type="checkbox"/> ペダル踏み間違い急発進抑制装置（センサー無し）（上限額 16,000 円）
補助対象経費 (購入設置にかかる費用)	金	円
補助金交付申請額*	金	円

※ 補助対象経費×4/5 と上限額を比較して少ない額（1,000 円未満切り捨て）

添付書類

- (1) 運転免許証の写し
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 代金の支払手続が完了したことを証する書類（領収書の写し等）
- (4) 安全運転支援装置販売・設置証明書（第2号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

誓約書

誓約事項（□に✓を入れてください）

次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- 1 自動車税及び大府市税の滞納がないこと。
- 2 転売を目的として安全運転支援装置を設置しないこと。
- 3 安全運転支援装置を設置する自動車を、個人の用途に供すること。
- 4 過去に補助金の適用を受けていないこと（他の自治体における安全運転支援装置の設置に係る補助金を含む。）。
- 5 安全運転支援装置設置後1年以上その装置を使用すること。
- 6 大府市暴力団排除条例（平成23年大府市条例第21号）に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと。
- 7 安全運転支援装置の機能と適切な使用方法について、店舗等から説明を受けたこと。
- 8 安全運転支援装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、県及び市が一切の責任を負わないことについて了承したこと。
- 9 前号までの要件に虚偽があった場合は、市に対して補助金を返還すること。
- 10 この補助金の交付事務に必要な内容に関し、市が住民基本台帳及び税務資料を確認することについて了承すること。

年 月 日

氏名（自署）

安全運転支援装置取扱事業者の販売店ご担当者様にご記入ください。

第2号様式（第5条関係）

安全運転支援装置販売・設置証明書

年 月 日

大府市長 様

安全運転支援装置販売・設置事業者（安全運転支援装置取扱事業者）

所在地

名 称

代表者又は

店長（営業所長）名

下記のとおり、安全運転支援装置を販売及び設置したことを証明します。

記

使用者の氏名			
使用者の住所			
登録番号 (車両番号)			
安全運転支援装置	機 能 <small>※該当する装置にチェックしてください。</small>	A	<input type="checkbox"/> 障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置等（センサー有り）
		B	<input type="checkbox"/> ペダル踏み間違い急発進抑制装置（センサー無し）
	装 置 名		
	性 能 認 定 <small>※該当する場合にチェックしてください。</small>	<input type="checkbox"/> 国土交通省の性能認定を受けている	
	設 置 日	年 月 日	
装置設置費用	本体金額		円
	部品金額		円
	取付工賃		円
	消 費 税		円
	計(①)		円
センター補助金※(②)			円
使用者支払額(①-②) (補助対象経費)			円

※ 一般社団法人次世代自動車振興センターから交付を受ける補助金の額
(取扱担当者)

氏 名		電話番号	
-----	--	------	--

取扱担当者は、安全運転支援装置の設置に関する問い合わせ等に対応できる方としてください。

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

大府市高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付決定通知書

様

大府市長



年 月 日付けで交付の申請のあった大府市高齢者安全運転支援装置設置費補助金について、下記のとおり決定したので、大府市高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

装 置 の 名 称	
交 付 す る 額	円
交 付 の 条 件	

第4号様式（第7条関係）

大府市高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付請求書

年 月 日

大府市長 様

交付決定者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知を受けた
大府市高齢者安全運転支援装置設置費補助金について、大府市高齢者安全運転支援装置
設置費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金の請求金額	円						
振 込 先	金融機関名 及び支店名	銀行・農協・金庫 本店・支店					
	金融機関及び 支店番号						
	フリガナ 口座名義人						
	預金種別	1 普通預金		2 当座預金			
	口座番号						